

東吾妻町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(令和5年1月1日)	A		B	B/A	3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	12,339	8,330,858	280,987	1,729,500	20.7	18.7

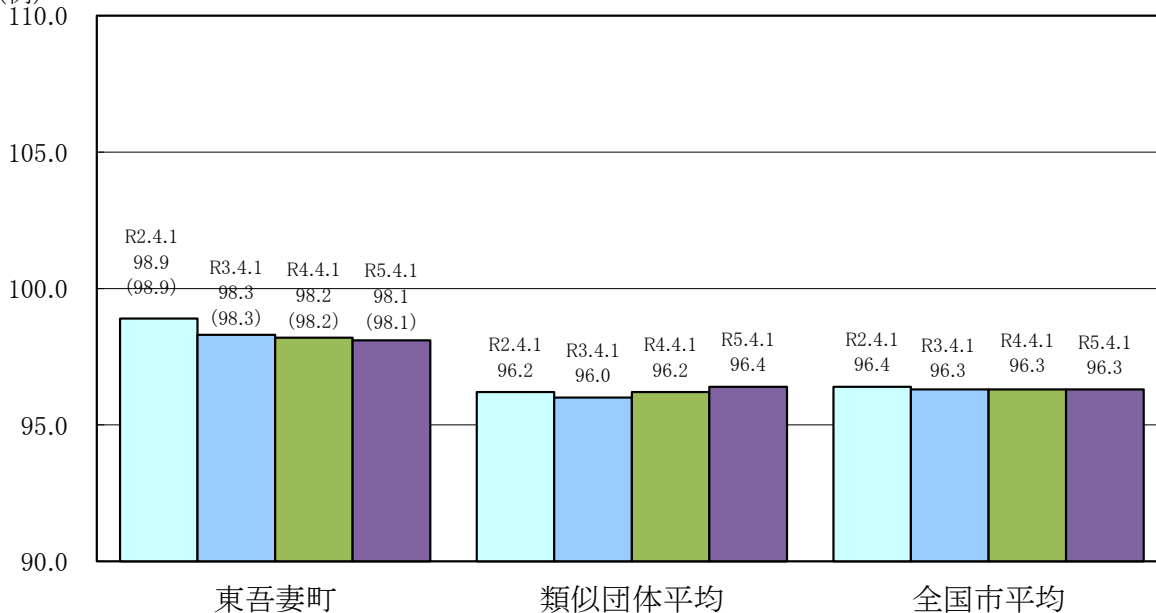
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	169	599,918	76,288	232,559	908,765	5,377	5,447

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。高齢層については、最大4%の引き下げ。
 激変緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準0%に対し、東吾妻町においても0%を支給。

（参考）

	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		4月1日 時点	遡及 改定後								
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
東吾妻町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

特になし

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東吾妻町	41.1 歳	312,810 円	364,458 円	334,708 円
群馬県	42.8 歳	327,200 円	398,838 円	358,600 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.3 歳	301,670 円	356,818 円	324,493 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東吾妻町	50.3 歳	8 人	319,888 円	331,763 円	326,950 円	—	—	—	—
うち給食調理員	57.7 歳	3 人	357,333 円	364,400 円	357,333 円	調理師	44.1 歳	259,100 円	1.40
群馬県	55.6 歳	61 人	346,500 円	374,726 円	364,552 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	52.0 歳	4 人	289,533 円	309,111 円	299,110 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東吾妻町	—	—	—
うち給食調理員	6,081,936 円	3,422,800 円	1.77

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成〇～〇年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東吾妻町	39.6 歳	314,235 円	325,740 円
群馬県	43.2 歳	361,109 円	402,134 円
類似団体	39.5 歳	292,415 円	315,810 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース
(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		東吾妻町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	190,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	157,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	154,600 円	153,500 円	- -
	中学卒	- 円	- 円	- -
教育職	大学卒	185,200 円	212,400 円	- -
	高校卒	154,600 円	- 円	- -

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

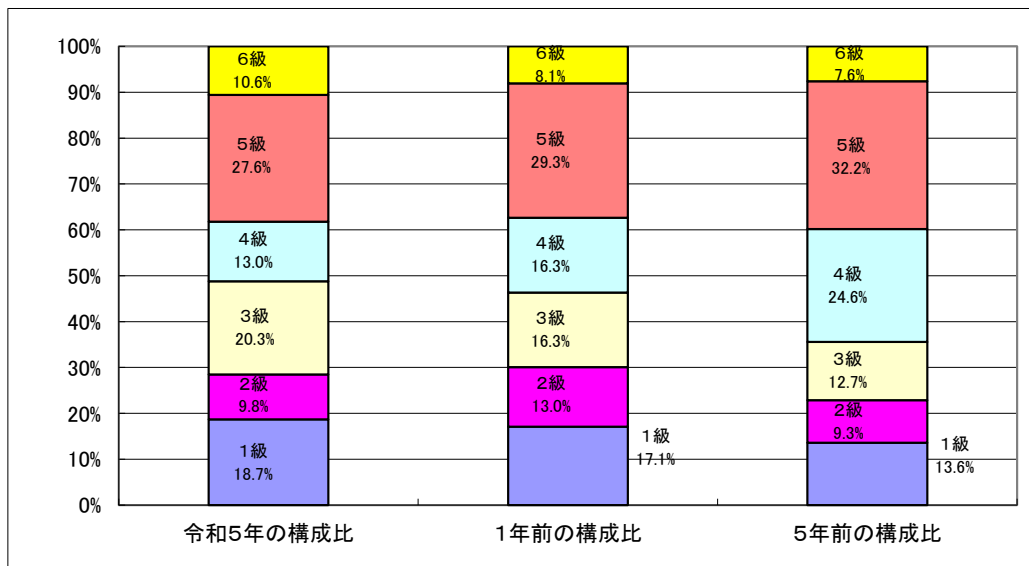
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,100 円	362,300 円	383,900 円	398,616 円
	高校卒	239,900 円	352,000 円	371,000 円	394,452 円
技能労務職	高校卒	- 円	254,700 円	336,900 円	357,333 円
	中学卒	- 円	- 円	337,400 円	- 円
教育職	大学卒	274,600 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

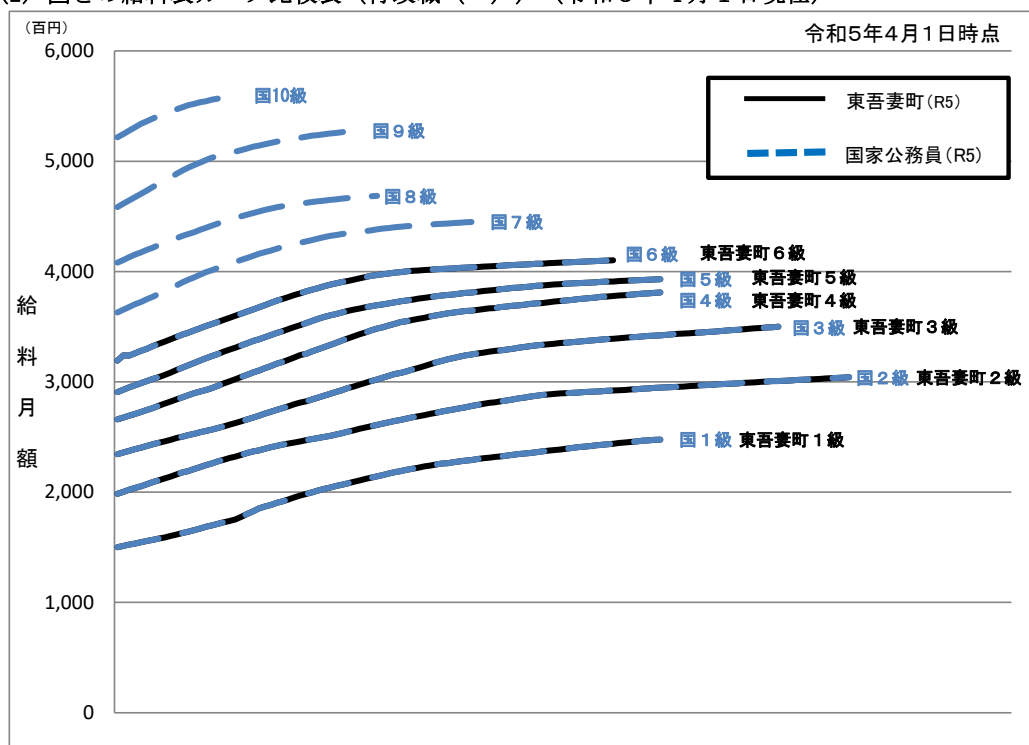
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	23 人	18.7 %	150,100 円	247,600 円
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	12 人	9.8 %	198,500 円	304,200 円
3 級	主任の職務	25 人	20.3 %	234,400 円	350,000 円
4 級	係長の職務	16 人	13.0 %	266,000 円	381,000 円
5 級	1 次長の職務 2 補佐の職務 3 1又は2に相当する職務	34 人	27.6 %	290,700 円	393,000 円
6 級	1 課長の職務 2 1に相当する職務	13 人	10.6 %	319,200 円	410,200 円

- (注) 1 ○○市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（東吾妻町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東吾妻町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,491 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,617 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（東吾妻町）

令和5年度中における運用	管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

東吾妻町			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分	33.270750 月分		勤続25年 28.0395 月分	33.270750 月分	
勤続35年 39.7575 月分	47.709000 月分		勤続35年 39.7575 月分	47.709000 月分	
最高限度 47.709 月分	47.709000 月分		最高限度 47.7090 月分	47.709000 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)	
(退職時特別昇給 無し)					
1人当たり平均支給額	0 千円 15,640 千円				

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(4年度決算)		493 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		493,290 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
診療所医師	9 %	1 人	20%以内

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)			36 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)			1,690 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)			11.1 %	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業手当	保健福祉課職員等	感染症等防疫作業	千円	日額1,000円～4,000円
用地取得等交渉業務手当	建設課・農林課職員等	用地交渉業務	千円	日額500円(2時間未満1/2)
行旅病死人作業手当	保健福祉課職員等	行旅病死人作業	4 千円	1件当たり2,000円
放射線取扱手当	国民健康保険診療所医師	放射線取扱業務	29 千円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	23,927 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	191 千円
支給実績(令和3年度決算)	20,665 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	123 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	・配偶者、父母等 6,500円 ・子 10,000円 ※16～22歳の子1人につき 5,000円加算	同じ	—	15,309 千円	259,474 円
住居手当	借家・借間(家賃16,000円以上)、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	—	6,840 千円	285,000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用してその運賃等を負担することを常例とする。職員及び自動車等を使用(片道2km以上)することを常例とする職員に支給。	一部異なる	交通用具利用者の通勤距離区分及び支給額	11,395 千円	78,586 円
管理職手当	課長・診療所長等 52,000円 次長・局長等 36,000円	一部異なる	—	15,210 千円	422,500 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給	同じ	—	4,277 千円	34,490 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	720,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 846,000 円/ 556,500 円
	副市町村長	587,000 円	676,000 円/ 479,000 円
報 酬	議 長	287,000 円	354,000 円/ 247,000 円
	副 議 長	230,000 円	306,000 円/ 193,000 円
	議 員	213,000 円	288,000 円/ 175,000 円
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(令和4年度支給割合) 4.30 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 4.20 月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市区町村長	給与月額×在職年数×520/100	14,976,000 円 任期毎
	副市町村長	給与月額×在職年数×300/100	7,044,000 円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

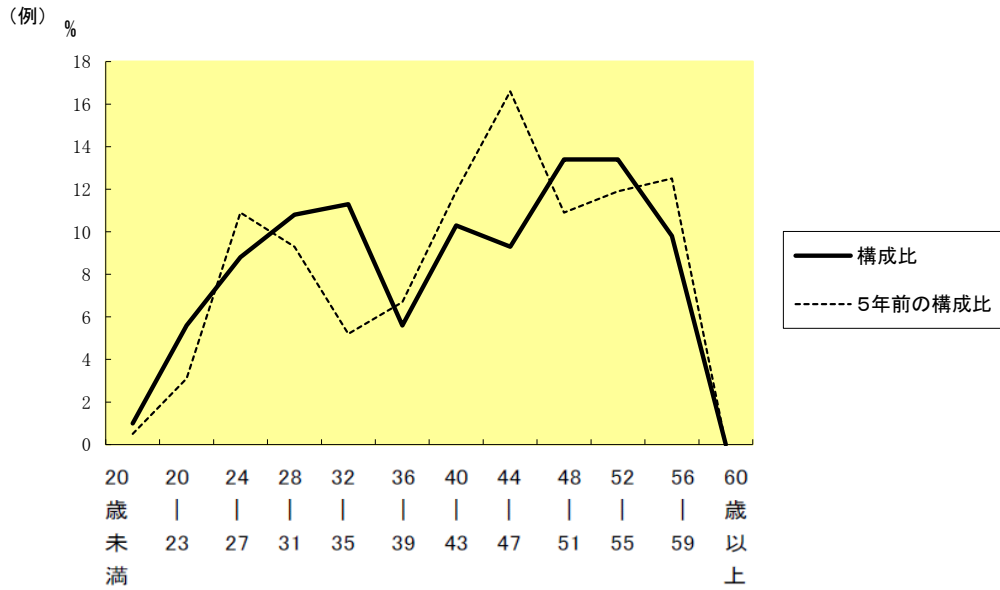
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	道路維持管理等の充実 人事異動による減を会計年度任用職員で補充 退職による減を短時間の再任用職員で補充
		総務	42	42	0	
		税務	10	10	0	
		農林	15	15	0	
		商工	4	4	0	
		土木	14	15	1	
民生		18	17	▲1		
衛生	15	14	▲1			
	計	120	119	▲1	<参考> 人口1万当たり職員数 96.44 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 89.00 人)	
	教育部門	50	50	0	退職者を会計年度任用職員で補充	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	170	169	▲1	<参考> 人口1万当たり職員数 136.96 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 107.03 人)	
公 営 企 業 等	水道	7	7	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	13	13	0		
	小 計	24	24	0		
合 計		194	193	▲1	<参考> 人口1万当たり職員数 156.41 人	
		[204]	[204]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	17人	21人	22人	11人	20人	18人	26人	26人	19人	0人	193人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	120	117	115	116	120	119	▲1 (▲0.8)
教育	47	49	51	52	50	50	3 (6.4)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
普通会計計	167	166	166	168	170	169	2 (1.2)
公営企業等会計計	25	25	24	24	24	24	▲1 (▲4.0)
総合計	192	191	190	192	194	193	1 (0.5)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 4年度	千円 173,241	千円 14,399	千円 36,444	% 21.0	% 21.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 5	千円 21,560	千円 2,086	千円 6,096	千円 29,742	千円 5,948	千円 6,017

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東吾妻町	48.2 歳	362,480 円	373,500 円
類似団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円
事業者	— 歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東 吾 妻 町		東吾妻町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,600 千円		1,600 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35)月分	(0.95)月分	(1.35)月分	(0.95)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

東 吾 妻 町			東吾妻町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～20%)	
(退職時特別昇給	無し)	(退職時特別昇給	無し)
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(4年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
無し	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(4年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	無し

オ 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	322 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	110 千円
支給実績(3年度決算)	226 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	75 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	一般職と同じ	同じ	—	258 千円	129,000 円
住居手当	一般職と同じ	同じ	—	180 千円	180,000 円
通勤手当	一般職と同じ	同じ	—	366 千円	91,500 円
管理職手当	一般職と同じ	同じ	—	960 千円	480,000 円